

災害事例の背景をみると、前記「カ. 除害方法（内容物の有無確認方法）」が明確になされていない事例が多い。化学会社は、元方事業者として、完全に除害できない場合の安全確保をどう対応するかを検討が必要であり、その結果の情報を協力会社に正しく提供することが重要である。

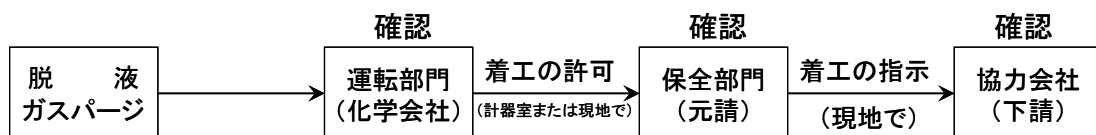


《立会い方法の例》

◎ 二者立会い

火気使用、酸素欠乏、レッカー使用等の危険作業を伴わないパージ済継続作業または非危険物エリア(危険物が存在しない地域)の断熱工事(保温・保冷工事)、足場組立て、塗装作業等に限る。

- ・ 保全部門、協力会社の二者の場合



- ・ 運転部門、協力会社の二者の場合



◎ 三者立会

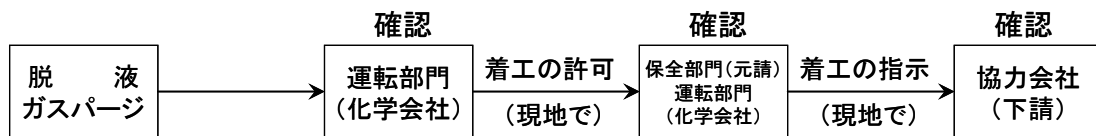


図6. 8 立会い方法の例 (二者、三者)

◎ 誤着工防止のための作業の流れの例

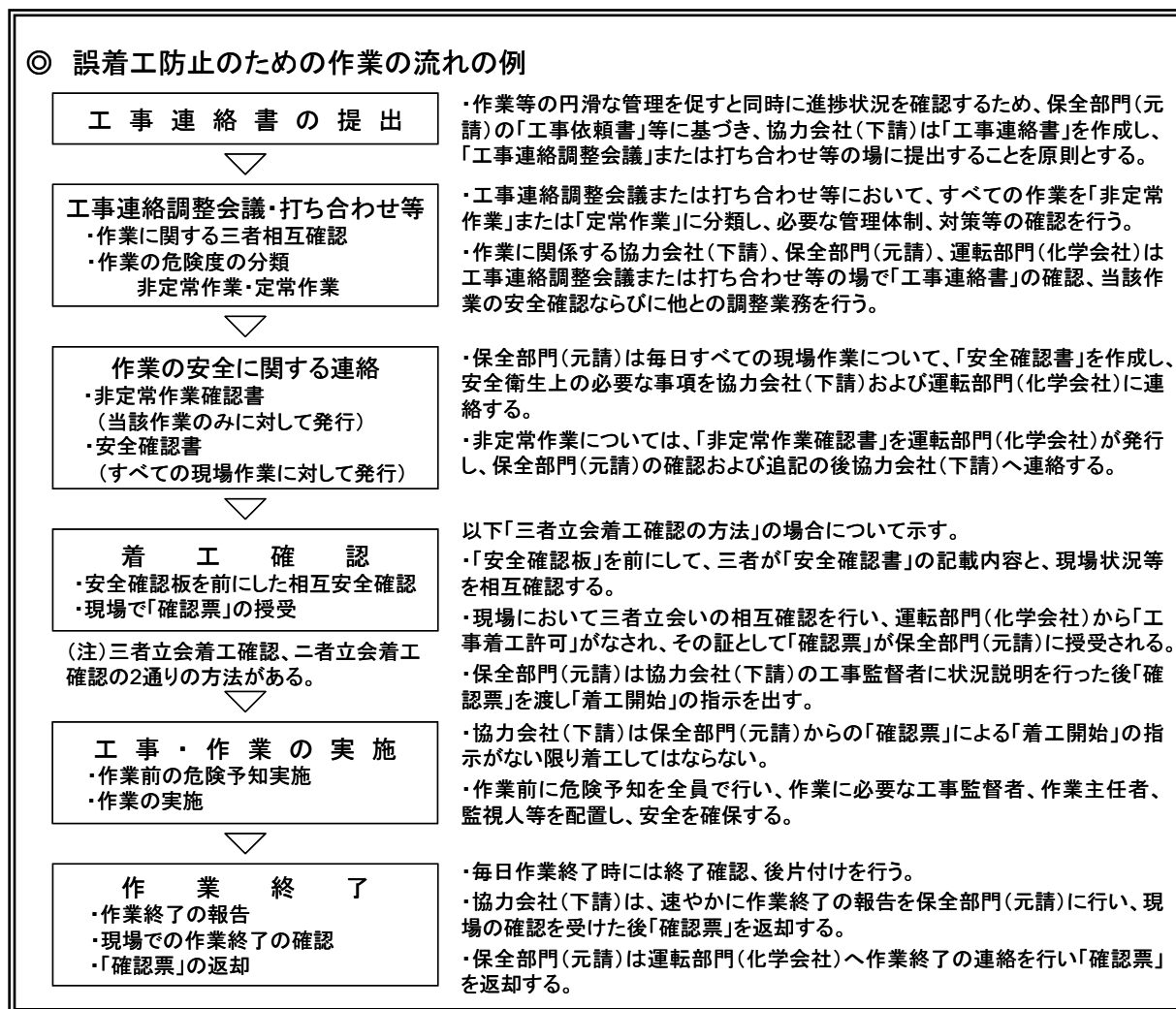


図 6. 9 誤着工を防止するための手順の例

6. 3. 5 工事・作業中の操作禁止の歯止め確認

- ① 工事・作業の着手前に、作業員による KY (危険予知) 活動か TBM (ツールボックスミーティング) を行い、作業及び安全のポイントを確認する。
- ② 工事・作業中には現場のスイッチ等の操作禁止の歯止め確認のための禁止札やキーロックのルール (図 6. 10) を定め、工事着手許可の確認札等の受渡しについて安全確認板等により関係者全員での確認を可能とする等のしくみを整えた上で工事・作業を行う。
- ③ さらに作業現場には作業を実施する協力会社が、当日 (継続工事や SDM では翌日も含む) の同一場所の工事一覧と実施状況がわかる安全掲示板等を設け、工事・作業指示 (依頼) 書、工事安全指示書や施工計画書、許可書、KY シート等をまとめて掲示し、周辺工事を含めたすべての関係者が作業時に常時再確認できるよう、連絡調整に供するとよい (図 6. 11)。

<安全管理板への掲示物の例>

- ・発注仕様書または工事依頼書
- ・作業指示書・工事完成チェックシート
- ・工事安全措置打合せ議事録 (含む工事安全措置内容)
- ・施工検討会議事録 (含むリスクアセスメント結果)
- ・工事管理体制
- ・作業前 KY シート

①禁札

- ・禁札がついているものは操作禁止。
- ・本人か上司(長時間にわたり本人が不在の時など)しか外せない。
- ・色分けし、名前を記入
 白:製造課(親会社しかつけられない)
 緑:工事関係(同上)
 赤:電気関係(同上)
 青:協力会社(協力会社しかつけられない)
 攪拌機等、はさまれ・巻き込まれの恐れがある所に協力会社がつけられる。
 (協力会社自身の安全確保のため)
- ・同じ場所に各担当がつけて作業を行う。
 (他の担当が終わって担当の禁札を外しても、全員が外さない限りは操作ができない)

②キーロックと南京錠

- ・個人の安全確保
- ・1人1人が南京錠を持っており、作業場所に入る際、キーロックに南京錠をつけて入る。
- ・中に人がいる限りキーロックの解除ができないため、スイッチが入れられない。

図6. 10 工事・作業の禁止札等の例



図6. 11 工事・作業の安全掲示板等の事例

6. 4 連絡調整に係るその他の事項

化学会社の事業所構内における元方事業者と関係請負人の作業間での連絡調整に係るその他の事項に関しては、製造業元方指針に以下のものが規定されている。

6. 4. 1 安全衛生に関する計画の作成及び実施（指針第2の1）

元方事業者は、労働災害防止対策として実施すべき主要な事項（関係請負人に対して実施する事項を含む）を定めた安全衛生に関する計画を作成し、関係請負人に周知させるとともに、対策を実施しなければならない。

6. 4. 2 クレーン等の運転についての合図の統一（指針第2の6、第3の4）

元方事業者と関係請負人双方に対して以下の事項が定められている。化学会社は事業所構内の安全管理規定等でこれらの事項を定め、協力会社に周知することが必要である。

- ① クレーン等の運転についての合図の統一等
- ② 事故現場等の標識の統一等
- ③ 有機溶剤等の容器の集積箇所の統一
- ④ 警報の統一等

6. 4. 3 関係請負人に関する情報の把握（指針第2の7、第3の5）

(1) 関係請負人の責任者等の把握

関係請負人の以下の選任状況を元方事業者は把握しなければならない。関係請負人はこの情報を元方事業者に通知しなければならない。

- ① 元方事業者の「作業間の連絡調整を統括管理する者」との「連絡調整等を行う責任者」（SDM 等での特定元方事業者による統括体制では上記はそれぞれ「統括安全衛生責任者」、「安全衛生責任者」になる）
- ② 安全管理者等

(2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持ち込み状況の把握

元方事業者は、関係請負人による労働災害のおそれのある機械（防爆構造の電気機械器具、車両系荷役運搬機械、車両系建設機械等）の持ち込み状況の把握を行うとともに、定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施させることとされている。

化学会社は事業所構内への請負人の持ち込み機器検査点検基準を定め、協力会社に周知するとともに、持ち込み機器毎に検査記録書を提出させた上で使用許可証を発行する等の措置を行う。

6. 4. 4 作業環境測定の結果（指針第2の10）

各事業者は有害な業務を行う作業場では、各事業場の設備や作業の内容に応じ、作業環境測定に関する規定（安衛法第65条に関連する労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、電離放射線障害防止規則、酸素欠乏症等防止規則、粉じん障害防止規則等に示された規定）に従って測定し、評価し、所要の措置を講じる

ことが必要である。

元方事業者は、実施した作業環境測定結果の評価に基づき関係請負人が実施する作業環境の改善、保護具の着用について、必要な指導を行わなければならない。

なお、元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われている場合における作業環境測定については、一の事業者が作業環境測定を行い、その結果を共同利用することとしても差し支えないため、元方事業者が実施した作業環境測定の結果は、その測定の範囲において作業を行う関係請負人が活用できる。(S50.8.1 基発第 448 号 第 5 の第 65 条関係)